

静岡県告示第682号

漁獲共済（2号漁業）における区域及び区分の設定（平成16年6月11日静岡県告示第668号）の一部を次のように改正し、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第9条第7項において準用する第7条第3項の規定により告示する。ただし、責任開始日が本告示日以前の日である共済契約については、なお従前の例によるものとする。

平成29年9月22日

静岡県知事 川勝平太

平成16年6月11日静岡県告示第668号の表中

「

区 分
① 大型定置漁業
② 小型合併漁業のうち主として立縄によりキンメ釣を営む漁業
③ 小型合併漁業のうち主として刺網を営む漁業
④ 小型合併漁業のうち②、③以外のその他漁業

を

」

「

区 分
① 大型定置漁業
② 小型合併漁業のうち主として立縄によりキンメ釣を営む漁業
③ 小型合併漁業のうち主として刺網を営む漁業
④ 小型合併漁業のうち②、③以外のその他漁業
⑤ 小型キンメ立縄釣漁業 (総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して主として立縄によりキンメを釣ることを目的とする漁業)

に改める。

」